

平成13年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和4年4月現在)

テーマⅡ「相模原市土地開発公社の財務に関する事務の執行及び管理の状況」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
13-指-127	P61	指摘	土地利用調整課	<p>借入再設定</p> <p>「公払法」上、借入金の再設定は想定されていないが、借入金に占める再設定の割合が年度を追うごとに増えており、正常な用地取得/売却に基づいた借入が実施されていない。</p> <p>借入再設定の比率を減少させるためには、公社経営健全化計画を通じて割合を減じていくより他はないと考える。</p>	措置困難 (R4.4)	<p>土地開発公社については、市が平成24年度に定めた「相模原市土地開発公社の今後の在り方について」において、「将来の解散を目指し、平成25年度以降は新たな用地先行取得を行わず、保有土地は市が平成25年度から10年以内を目途に国庫補助金等を活用して買い戻す」との方向性を決定したことから、平成25年度以降の借入金は全て再設定としている。</p> <p>土地開発公社は令和3年5月に全ての保有土地を処分し、借入金についても全額償還したため、借入金の再設定が不要となった。</p>
13-指-128	P62～63	指摘	土地利用調整課	<p>債務保証と債務負担行為</p> <p>債務に関する債務保証限度枠の議決方法として、土地開発公社予算基準第9債務負担行為の設立趣旨に基づき、「借入再設定」分を明示するなど工夫をすることが考えられる。</p> <p>さらに事業計画とは別に、債務保証額(金利負担増加による債務増加)の議決を得る必要があると考えられる。</p> <p>また、債務負担行為において、金額枠だけでなく、個別物件ごとに明細を基に議決を得る必要があると考えられる。</p>	措置困難 (R4.4)	<p>土地開発公社については、市が平成24年度に定めた「相模原市土地開発公社の今後の在り方について」において、「将来の解散を目指し、平成25年度以降は新たな用地先行取得を行わず、保有土地は市が平成25年度から10年以内を目途に国庫補助金等を活用して買い戻す」との方向性を決定したことから、平成25年度以降の借入金は全て再設定としている。</p> <p>債務負担行為の事項、期間、限度額については、地方自治法施行規則に基づき、市予算書に記載している。また、事業項目ごとの設定額については、予算主要施策説明書に記載し、議決を得ている。</p> <p>なお、保有土地の明細については、毎年、経営状況報告書に添付して市議会に提出している。</p> <p>土地開発公社は令和3年5月に全ての保有土地を処分し、借入金についても全額償還したことから、債務保証及び債務負担行為を設定する必要がなくなった。</p>